平成24年第6回美郷町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年6月5日(火曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告(平成24年4月分)
 - 2) 平成24年第1回大仙美郷環境事業組合議会臨時会の概要報告
 - 3) 平成23年度の経営状況及び平成24年度事業計画の報告
 - ・株式会社 雁の里せんなん
 - ・株式会社 美郷の大地
 - ・有限会社 あったか山
 - 美郷温泉振興株式会社
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番 中 村 美智男 君 2番 熊谷良夫君 3番 伊 藤 福章 君 4番 武 藤 威 君 中 村 利 昭 君 5番 森 元 淑 雄 君 6番 7番 吉 野 久 君 8番 福 田 守 君 泉 美和子 泉 夫 9番 君 10番 繁 君 澤 隆一 澁 君 11番 杉 君 12番 谷 俊 13番 深 澤 均 君 14番 戸 澤 勉 君 飛 澤 龍右エ門 15番 熊 谷 隆一 君 16番 君 沢 義 一 17番 深 君 18番 髙 橋 猛 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松 田知己君 副 町 長 佐々木 敬 治 君 長 原 君 総 務 課 小 正彦 企画財政課長 高橋 薫 君 税 務 課 原隆昇 君 住民生活課長 長 小 鈴木 隆 君 福祉保健課長 前 田 忠 秋 君 農 政 課 長 深澤 克太郎 君 商工観光交流課長 橋 一 久 君 設 課 長 照 井 智 則 君 髙 建 会計管理者兼 髙 橋 辰 巳 君 農業委員会長 渡邊 調 君 出 納 室 長 農業委員会 澤 君 杉 哲 教育委員長 佐藤 孝 君 事 務 局 長 教育次長兼 教 育 長 後 松 順之助 君 下 田 亮 君 教育総務課長 教育施設課長 山 正 之 君 生涯学習課長 梅 小 林 宏 和 君 代表監查委員 久 米 力君

職務のため出席した者の職氏名

庶 務 班 長 事 務 潔 鈴 木 邦 子 局 長 髙 橋 兼議事班長 主 杳 小 西 輝 昭

◎開会及び開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成24 年第6回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

〇議長(高橋 猛君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、杉澤隆一君、12番、澁谷俊二君を指 名いたします。

◎会期の決定

○議長(髙橋 猛君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月8日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月8日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

(議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇)

○議会運営委員長(泉 繁夫君) 議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

5月29日招集告示されました平成24年第6回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日6月5日から6月8日までの4日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日5日は、議長の諸般の報告、町長の招集あい

さつ並びに行政報告を行い、その後一般質問を行う予定でございます。質問者は4名です。

6日は休会の予定です。

7日木曜日は、午前10時から本会議を再開し、報告第9号から議案第62号までの議案内容の説明を行う予定です。

8日金曜日は、午前10時から本会議を再開し、7日に説明される議案第48号から議案第62号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

○議長(髙橋 猛君) ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長(髙橋 猛君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成24年4月分の報告がありました。

2として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成24年第1回大仙美郷環境事業組合議 会臨時会の概要報告がありました。

3として、町長より、株式会社雁の里せんなん、株式会社美郷の大地、有限会社あったか山、 美郷温泉振興株式会社、それぞれの平成23年度の経営状況及び平成24年度事業計画を説明する書 類の提出がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって 報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長(髙橋 猛君) 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これ を許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) おはようございます。

平成24年第6回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は「農商工連携プロジェクト」についてですが、地産地消推進事業として町内9つの農産物直売所などで組織する美郷直売ネットワーク協議会が出張販売する「美郷マルシェ」を6月17日に開催いたします。場所は名水市場湧太郎周辺を予定しており、同日、美郷町観光協会等で開催するイベントと連携を図りながら進めてまいります。

二つ目は「水環境保全プロジェクト」についてですが、水辺清掃ボランティア事業として、出川のクリーンアップを4月22日、出川河川愛護会員、イオンスーパーセンター美郷店従業員、不法投棄監視員など103人で実施し、2トン車2台のごみを回収いたしました。今後も水辺の環境保全に努めてまいります。

三つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、大田区子どもガーデンパーティーが4月 22日東京都大田区の多摩川緑地区民広場で開催され、町内の小学校6年生7人が参加し、同区六 郷地区の子どもたちと交流いたしました。

また、仙台市立沖野中学校2年生34人が5月16日、17日の両日、町内9戸の農家に民泊し、農作業体験を通して交流いたしました。

今後も友好都市との交流や土地農村交流の推進に努めてまいります。

美郷米PRのため、田園アートの手植え作業を5月30日、金沢小学校児童、みさぽーたー、秋田おばこ及び秋田ふるさとの両農業協同組合職員の協力により、道の駅雁の里せんなんの西側に隣接する水田60アールで実施いたしました。テーマは「心つなぐ美郷米」で、今年度で閉校になる同校児童から募集し、これまでの思い出を統合小学校へつないでいく思いと、生産者と消費者の心をつなぐ思いが込められました。

四つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、町内の認定こども園及び小中学校に通う子どもの保護者を対象とした安全・安心メールシステムの運用を5月の大型連休明けに開始いたしました。今後、不審者情報の提供や、災害等の不測の事態が発生した場合の連絡手段の1つとして活用してまいります。

認定こども園、六郷幼稚園・保育園建築工事の設計管理業務のうち、建築工事分を693万円で、

機械設備、電気工事分を325万5,000円で発注済みです。

次に、学校再編についてですが、千屋小学校多目的室増築工事を4,567万5,000円で、また、同校校舎棟改修工事も含めた工事設計管理業務委託を98万7,000円で発注済みです。また、遠距離通学対策として運行するスクールバス6台の取得に関する議案を今定例会に提出いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、皇太子殿下が6月1日、認定こども園千畑幼稚園・保育園をご訪問され、園児の活動及 び保護者参加型の保育体験等を約1時間にわたりご視察されました。今後も町内3つの認定こど も園が特色ある活動を実践できるよう、町としてもさまざまな面で支援してまいります。

次に、美郷中学校開校記念式典を6月3日、同校体育館で挙行いたしました。

式典では、校歌作曲者である秋田大学教授の四反田素幸氏指揮による校歌披露のほか、作詞者の谷川俊太郎氏並びに校章の補作者で美郷大使でもある絵本作家の永田萌氏のメッセージ紹介や、「『心ひとつに明日を拓く』を合い言葉として、すばらしい伝統と地域に愛される学校の構築を目指して邁進していくことを誓う」とする生徒代表の誓いなどを行いました。

式典に引き続き行った記念講演では、美郷大使でもある学習院大学教授の佐々木毅氏から「生きることと学ぶこと」と題して、将来の美郷を担う生徒への心強いメッセージをいただきました。 また、アクアホールで行った記念祝賀会でも多くの皆様に同校の開校を祝していただき、心から感謝申し上げます。

今後、統合による教育効果が十分に発揮されるよう、町としてもさまざまな面で支援してまいります。

なお、開校記念事業の一環として、町では、映画「はやぶさ」の上映会を一般の方を対象に6月10日、美郷中学校生徒を対象に同11日、美郷町公民館でそれぞれ開催するとともに、記念講演を同12日美郷中学校体育館で同映画で俳優の西田敏行氏が演じた宇宙航空研究開発機構名誉教授の的川泰宣氏をお迎えして開催いたしますので、皆様のご来場をお願いいたします。

次に、大曲仙北広域市町村圏組合で管理運営する斎場のうち、中央斎場の老朽化に伴う新火葬場の建設については、平成22年度に同組合で策定した基本計画をもとに、中央斎場改築検討委員会で協議、検討されてまいりました。その結果、本年2月15日に開催された同組合議会全員協議会で建設用地を「大仙市土川字小杉山沢ノ内乱場地内(松倉放牧場跡地)」とすることで承認され、同22日に開催した同組合議会定例会で24年度の関連予算案が可決されております。

火葬炉設備納入に係る業者選定については、指名型簡易プロポーザル方式により同組合で実施

し、5月31日に業者を決定しており、今後火葬場建物の基本設計業務委託に係る業者選定をプロポーザル方式により実施する予定となっております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに総務課関係ですが、平成24年度美郷町職員採用試験については、一般行政職の大学卒業程度及び高校卒業程度をそれぞれ若干名を募集することとし、受験案内を町の広報紙及びホームページに掲載し、申し込みを8月1日から受け付けてまいります。

企画財政課関係ですが、平成22年に策定した美郷町総合計画「後期基本計画」について今年度が5年計画の中間年に当たることから、これまでの成果を評価・検証するため町民アンケートを6月下旬ころに実施し、町民の皆様の事業に対する満足度やご意見を伺います。結果については、町の広報紙及びホームページ等で公開するとともに、今後の事業や予算に反映させてまいります。

住民サービスの一層の向上と電算経費の削減を図るため、本町を含む県内12町村による秋田県町村電算共同化推進協議会を4月19日に設置しております。今後、運用組織体制や移行時期などについて共同化事業計画案を本年8月ごろまでに策定し協議を進めてまいります。

福祉保健課関係ですが、今年度の早朝総合健診は、4月6日から5月31日まで実施し、4月27日現在で特定健診対象者3,262人のうち1,427人が受診されております。がん検診については、主なものとして大腸がん検診は、対象者7,668人のうち2,452人が、胃がん検診は対象者6,702人のうち1,708人が受診されております。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療加入者を対象とした人間ドッグ及び脳ドッグの申し込み状況については、5月17日現在で、人間ドッグが合わせて237人、脳ドッグが24人となっております。被保険者の疾病の重症化防止の観点に立ち、早朝総合健診と人間ドッグ費用助成を通じてより一層早期発見・早期治療につなげることで医療費軽減に資するよう努めてまいります。

国民健康保険特別会計については、平成23年度における医療費の給付実績は対前年度比約1.6% の増となる見込みから、医療費は引き続き増加傾向を示すとの予測に変化はありません。一方、平成23年の農業所得については好転の兆しが見られ、平成21年所得並以上に増加する見込みであることを踏まえ、今後の税収見込みも加味した上で、前年度の繰越見込み額から約1億4,000万円を充てることにより、国民健康保険税の税率を据え置くことを主とした補正予算案を今定例会に提出いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

農政課関係ですが、農家の春作業は雪解けのおくれや、連休中の天候不順などの影響により、 例年に比べ1週間から10日ほどのおくれとなっております。今後も県及び農業協同組合等の農業 関係団体との連絡を密にしながら適切な営農指導を行ってまいります。

平成24年度の農業施策に関する説明会を3月16日、町内3カ所で開催し、国の戸別所得補償制度、県の政策転換対応型農業応援事業及び町の水田農業応援事業とあわせて今年度から始まる「人・農地プラン事業」について説明いたしました。また、24年度の水田農業施策の内容をまとめた冊子を全農家に配布し事業の周知に努めてまいりました。このうち、集落や地域で取り組む「人・農地」プラン事業については、3月中に各農業生産法人や集落営農組織、認定農業者に対して、4月には新規就農者が営農を開始した集落で説明会を開催し、地域農業の将来をアンケートにより確認するなどの取り組みを始めております。今後さらに情報提供し、すべての集落で実施されるよう推進してまいります。

水田活用の所得補償については、農家等の水稲生産実施計画書を5月18日まで提出していただき、大豆は320~クタールで昨年度より12~クタール減少、新規需要米は飼料用米24~クタールのほか、ホールクロップサイレージ稲89~クタール、輸出用米44~クタール、米粉用米3~クタールの計160~クタールで、同じく35~クタール減少しております。また、備蓄米は199~クタールで昨年度より110~クタールの増加が見込まれます。

なお、転作の第一次現地確認は6月6日から同20日までとし、関係機関の協力を得て作業を行っております。

農地・水・環境保全向上対策事業の2期対策として、農地・水・保全管理支払交付金事業が今年度から始まりました。町内では活動組織11組織、保全組織2組織の計13組織が保全計画に基づき事業に着手しており、今後5年間、農地・農業用水等の保全管理活動に取り組むこととなります。

商工観光交流課関係ですが、ふるさと会統合に関する検討会が3月25日都内で開催され、首都圏3つのふるさと会の会長、副会長等から統合について合意をいただいております。今後、各ふるさと会の総会において統合に関する議案を会員の皆様にお諮りし、承諾が得られた後、平成25年7月の統合を目指し本格的に諸準備を進めていく予定となっております。

後三年合戦をより深く理解し、文化や観光の振興を図ることを目的に、本町と横手市は4月18日、後三年合戦文化にかかわる交流連携協定に調印いたしました。調印式には、協力団体として両市町の商工団体、観光協会、秋田おばこ及び秋田ふるさとの両農業協同組合の代表者が立ち会い、相互に協力し合うことを確認いたしました。

今後は同市との連携により、後三年合戦地域が平泉の源流であることが認知されるよう努め、

交流人口の拡大や地域の活性化を図ってまいります。

株式会社雁の里せんなんから、町に代表取締役変更の届け出が5月24日付であり、副町長の 佐々木敬治氏が同日、同社の代表取締役に就任しております。

建設課関係ですが、5月末現在の発注状況については、道路維持工事として、舗装補修や区画線補修工事など5件を1,634万8,500円で、改良工事として作山・南明田地線を173万2,500円で発注済みです。なお、6月末までには道路改良工事1件、舗装補修工事6件、維持工事等2件の発注を予定しております。

業務委託関係では、公園等施設管理業務委託として10件を2,586万8,980円で、路線調査設計業務4件を134万4,000円で、町営住宅水質検査業務委託など2件を177万6,600円で発注済みです。

上下水道関係では、簡易水道施設、下水道施設及び農業集落排水施設の保守点検や管理委託業務として7件を1,468万2,138円で、簡易水道及び集落排水施設の水質検査委託業務2件を1,092万4,200円で発注済みです。

今後も早期発注と円滑な業務推進に努めてまいります。

住宅リフォーム緊急支援事業については、5月末現在で30件の申請があり、うち本年4月の暴 風災害によるものが10件で、合わせて288万5,000円の補助金交付を決定しております。

生涯学習課関係ですが、本町出身の画家・藤井 勉氏の絵画等50点を展示した特別展「藤井 勉展」を4月14日から5月6日まで学友館で開催し、1,428人が訪れ、好評を博しました。

また、慶長時代に城下町・六郷の発展の基礎を築いた佐竹義重氏の生涯とゆかりの資料を紹介する「佐竹義重公没後四百年記念特別展」を5月19日から6月24日まで学友館で開催しておりますので、皆様のご来場をお願いいたします。

今回で16回目となる陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサートを6月2日美郷町公民館で開催し、町民など約400人が演奏を楽しみました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第9号及び報告第10号、「繰越明許費繰越計算書の報告について」ですが、美郷町一般会計 予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費の繰越額についてご報告するものです。

議案第48号秋田県町村土地開発会社の解散についてですが、秋田県町村土地開発公社を解散することについて、同公社定款第25条第1項の規定により、設立団体の議会の議決が必要なためお諮りするものです。

議案第49号「秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」ですが、本年7月に施

行される住民基本台帳法の一部を改正する法律により同広域連合規約を改正するに当たり、構成 市町村議会の議決が必要なためお諮りするものです。

議案第50号「美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ですが、同計画の一部を変更 したくお諮りするものです。

議案第51号、議案第52号及び議案第53号「財産の取得について」ですが、スクールバス、除雪ドーザ及びロータリー除雪車を取得したくお諮りするものです。

議案第54号「美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正」についてですが、本年7月に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律により改正する必要が生じたためお諮りするものです。

議案第55号「美郷町税条例の一部改正」についてですが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等が公布されたことに伴い、改正する必要が生じたためお諮りするものです。

議案第56号「美郷町簡易水道設置条例の一部改正」についてですが、町営簡易水道千畑中央地区と大坂地区の統合及び千畑中央地区に新規給水区域を追加したく、お諮りするものです。

議案第57号「美郷町簡易水道給水条例の一部改正」についてですが、町営簡易水道千畑中央地区の給水区域に大坂地区を統合したく、お諮りするものです。

議案第58号「平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号」についてですが、県の地震防災対策 緊急交付金受け入れによる防災備蓄品の整備に係る経費、新たに空き店舗へ入居する事業者への 空き店舗対策事業補助金及び美郷中学校整備に関する経費等の増額、公共施設再編に伴う千畑南 小学校及び仙南東小学校の改修工事に要する基本設計委託料、雪害による施設の改修に要する経 費の追加などによる歳入歳出予算の増額、子ども手当から児童手当へ移行することによる予算の 組み替え並びに4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

議案第59号「平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号」についてですが、住民 基本台帳システム更新に伴う帳票印刷経費及び療養給付費負担金の前年度実績に伴う国への返還 金の増額、前年度繰越金の増額に伴う歳入歳出予算の組み替え等についてお諮りするものです。

議案第60号「平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、千畑中央地区の事業実施に係る国庫補助金の追加、町債の借入並びに測量及び設計委託に係る経費の増による歳入歳出予算の増額並びに4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等についてお諮りするものです。

議案第61号「平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号」及び議案第62号「平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集のあいさつといたします。

◎一般質問

- ○議長(髙橋 猛君) 日程第5、一般質問を行います。
 - 一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇深 沢 義 一 君

○議長(髙橋 猛君) 17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

(17番 深沢義一君 登壇)

○17番(深沢義一君) おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたしますが、久々の質問でありましていささか緊張しておりま す。どうかよろしくお願いいたします。

質問の趣旨は、先日の地元新聞にも記載がありましたが、ことし11月6日告示、11日投開票の 町長選に向けての町長のお考えについてであります。

平成の大合併県内第1号として、平成16年11月に誕生した我が町美郷町、改めて合併までの流れをひもときますと、平成13年に大曲仙北地区の合併調査研究会が設立され、その会をもとに平成14年には住民への説明会、意識調査、そして意見交換が頻繁に行われ、同年11月6日に、任意ではありますが、3町村で仙北東部合併推進協議会を設置し、平成15年2月28日正式に合併協議会を設立し、以降、平成16年11月1日の合併を目指して協議を重ね、同年10月16日に町名を美郷町と決定し、平成16年2月20日には12回に及ぶ会合を経て、合併協定書への調印に至ったところでありました。

当時の新聞には、これまでのつながりからくるスムーズな合併として、町名も話し合い決着、 固い結束、歴史の絆といった大きな見出しもありました。

また、そのときの記事には、いい名前をつけたとさまざなところから言われてうれしく思っている。名前負けしないように現町村の見えない壁を取り除き、住民から愛される地域になるよう頑張りたいと言った現町長のコメントも載っておりました。

あれから8年、といいますか、それから8年、融和をモットーに愛される地域を目指し、ぶれることなく前進してきました。そして振り返ってみると、確かな、実に確かな足取りの中でまちづくりを進めてきたなと思うところであります。

合併年度平成16年をホップとして、平成17年度には10年間の町政運営の指針となる美郷町総合計画を策定し、「町民のだれもが住んでよかった、住み続けたいと思える町」を将来像に、キャッチフレーズを「美郷がいちばん、すきです美郷」として、前期をステップアップ、後期をジャンプアップと位置づけて融和と前進の旗印のもと、一歩一歩着実なまちづくりを進めてきているところであります。

特に松田町政2期目においては、各般にわたるプロジェクト事業の展開や、統合整備への取り 組みなどにより美郷の基礎をしっかりしたものにするための具体を進めてきた4年間であり、そ の形もはっきりと見えてきたところであります。特に美郷中学校の誕生は、望ましい学校教育の あり方においてはもちろんのこと、美郷のまちづくり、人づくりの原点として、さらには融和と 前進のシンボルとして、その意義は大変大きなものがあると思っております。

そうした中での一昨日の開校式典での校歌作曲者の四反田先生指揮による校歌斉唱には、歌詞にもあるように、この生徒たちがせめぎ合う心、思いやる心を持ち、心を一つに美郷の未来を築いていくのだなと思うと感動さえ覚えましたし、さらには、時代の流れとはいえ、私たちが選択した合併は間違っていなかった、ベストな選択であったなと改めて思ったところであります。

聞くところによりますと、その新生美郷中学校、春季の全県大会において男子バスケット、男女バドミントン、そして相撲が準優勝、また、郡市の陸上競技大会においては男女とも圧倒的な強さを示して、2位に大差をつけてのアベックでの総合優勝であったと、そして全校で喜び合ったとのことでありました。その力強さ、たくましさに美郷の将来に夢はせるところであります。

そして、急速に進む少子高齢化社会の中、松田町政財政運営においては、公債費比率を19%台から14%台へと改善し、一般会計においては、地方債残高も17年度の約165億円から、平成20年度には156億円、そして今では140億円台と進み、後年度に負担を残さないための財政改善も着実に

行っているところであります。

こうしたことは、住民と町、議会とが一緒になっての協働のまちづくりの成果でもあります し、また、町長の高い見識からなるリーダーシップによるところが大きな要因であると思ってお ります。これまでの、美郷の先頭に立ってぶれることなく積極的に、そして精力的に頑張ってこ られた町長のこれまでの思いと、11月改選に向けた考え、そしてそれに対しての思い、お考えを お伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私の任期は残り5カ月余りで任期満了を迎えます。この間、町民各位ならびに議員各位には、私の基本姿勢である融和と前進にご理解をいただき、各般の取り組みにご協力をいただいてきておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。

私は、まちづくりは住民の理解を基本に、着実性、計画性をもって進めることが肝要と認識しております。とりわけ、合併自治体のまちづくりにはそうした認識での取り組みが合併自治体に何より必要な一体感を醸成する一番の近道であると信じております。そのため、融和と前進の基本姿勢を底流に据え、これまで一貫してこの認識でのまちづくりに取り組んでまいりましたが、そうした認識での取り組みが可能であったのも、事案に対して議員各位としっかりと協議し認識を共有することができたおかげであり、改めて感謝を申し上げます。

これまでの取り組みについては、既設的には先ほど議員もおっしゃいましたが、合併自治体の大きな課題である公共施設の再編整備について、役場庁舎の統合を皮切りに、次いで公民館や保健センター、図書館等の統合を推進し、また、少子化に伴う学校施設の再編整備については、六郷地区の小学校統合を皮切りに、この4月には中学校の統合を果たし、ともに計画的に具現化してきたところです。

また、ソフト事業としては、住民活動センターみさぽーとを設置、町民融和と地域活動の 拠点を整備するとともに、各界で活躍されている方を美郷大使として委嘱、広く地域づくり にご指導を得る体制を構築したほか、雇用の受け皿として期待したい大手企業の誘致の実 現、秋田大学や秋田県立大学との連携協定の締結による学官連携の体制構築など展開してき たところです。おかげさまで、こうした取り組みは順調に積み重ねることができましたが、 しかしながら、私が思い描いている美郷町の姿にはいまだ達しておりません。具体的には、 千畑地区、仙南地区の小学校統合の取り組みや、空いた学校施設の利活用の取り組みが途上であり、また、美郷町としての独自性、つまりは美郷カラーの確立や、観光を含めた商業、工業、そして農業の産業振興、さらにはこうした展開を通じての交流人口の拡大など一層取り組みを重ねることが必要な分野もあり、引き続き一貫した思想と視点で各般の取り組みを重ねていきたい意欲が確実に高まっているところです。そのため、これまでの取り組みとその成果を踏まえながら町民お一人お一人が心から誇りに思える美郷町の姿に近づけられるよう、浅学菲才を顧みずこれからも美郷町のために、そしてこれからの美郷町のために引き続き全身全霊をもってまちづくりに汗を流したく、ここに次期任期への挑戦の意志を表明させていただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。深沢義一君。
- **〇17番(深沢義一君)** 最後に一言だけ。さらなる美郷の発展のため、その手腕に期待して質問を終わります。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 隆 一 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

(15番 熊谷隆一君 登壇)

○15番(熊谷隆一君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に、秋田国際教養大学との連携についてお伺いしたいと思います。

町では、これまで秋田大学との連携協定を結び、美郷町のキーワードである水の関係やその他の学問において大学からの指導やアドバイスをまちづくりに生かす取り組みがされております。 また、秋田県立大学とも産学連携が結ばれ、町の基幹産業である農業部門の発展に大きく寄与することが期待されております。

秋田市にある国際教養大学につきましては、授業が英語で行われることや、4年間のうち1年を海外留学する制度、また、海外からの留学生を受け入れるなどこれまでの日本の大学にはないユニークな学校運営が紹介されており、評価が高く、卒業生の就職率も高いなど、秋田県が誇れる大学となっております。このような大学の特色をまちづくりに生かすために、国際教養大学との連携についても取り組むお考えがないかについてお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

国際教養大学との連携についてですが、現在町では、水を活用した教育、芸術、産業の振興及び健康づくりをテーマに秋田大学と、地域産業の活性化をテーマに秋田県立大学と相互に連携、協力する協定を締結しており、今年度は清水のいやし効果の検証や、産学官連携推進セミナーの開催など、12項目の取り組みを予定しております。専門知識を有する大学との連携に町としては大きな期待を寄せているところです。

さて、議員ご質問の国際教養大学についてですが、教養教育を重視し、言語、人文科学、社会科学、自然科学、数学、芸術など多彩な学問分野から幅広い知識を修める教育カリキュラムのもと、英語を学ぶ大学ではなく、英語で学ぶ大学として、在学中はすべての授業が英語で行われるなど、外国語によるコミュニケーション能力を養う教育が特徴の大学と伺っております。このため、国際教養大学との連携を想定するに当たっては、専門分野における研究成果など、知的財産の活用を目的とした秋田大学や秋田県立大学との連携とは異なる連携の姿が想定されるところです。

ちなみに、県内の他市町村の状況ですが、国際教養大学とは4市町が協定を締結しており、留学生という人的資源を活用した英語教育のサポートや、地域との交流などを展開しているとのことです。

美郷町では、これまで中学生を対象として国際感覚の醸成とともに、改めて日本のよさを再認識することなどを目的に、中学生国際交流事業を実施してきておりますが、今後も児童生徒の国際感覚の醸成には取り組みを継続してまいりたいと考えております。

議員、ご提案の国際教養大学との連携については、こうした町の考え方の同一線上にあるものと存じますので、これまでの事業成果を検証するとともに、学校現場と十分に協議し、子どもたちの英語教育や国際交流の推進という観点での連携が可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

それでは、次の質問に移っていただきます。

○15番(熊谷隆一君) 次に、2点目の質問をいたします。

道の駅雁の里せんなんでは、直売所での町内産の野菜や農産加工品などが多数販売されており

にぎわいを見せております。その中では、米、精米、玄米の販売コーナーもあります。米は美郷町の代表的な農産物であると思います。これまでの販売などに特にどうこうということではありませんけれども、地産外消の観点から、また、町内産の米の販売促進のためのアピールを図るために米の販売状況など、次の3点について伺います。

- 1、販売状況について。
- 2、匠など特色ある商品アイテムの品ぞろえについて。
- 3、店頭精米など、販売方法について、等をお伺いいたします。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅における米の販売についてですが、道の駅雁の里せんなんは、国道13号線に位置している関係からか、利用客数や農産物等販売額については、郡内のトップクラスを維持しており、美郷町の農産物や特産品販売のかなめとして、その役割を担っているところです。また、施設の管理運営については、議員ご承知のとおり、株式会社雁の里せんなんが指定管理を受けており、現在会社を挙げて美郷の魅力発信にも努力していただいているところです。

さて、ご質問の米の販売状況についてですが、昨年度は6人の出荷者と1社の米穀業者の販売となっており、玄米で約240万円、精米・もち等で約340万円、合わせて580万円の売り上げとなっており、数量は約15.3トンと伺っております。

次に、こだわり米等の特色ある商品の品ぞろえについてですが、品種はうるち米2品種、もち米1品種の計3品種で、その品目は一般栽培米、減農薬減化学米のこだわり米、そして無洗米の3品目で構成されているとのことです。以前はもう少し品目数をふやして販売していたようですが、売り上げ状況などを踏まえ、現在はこの品目数での販売となっているとのことです。

また、レストランでの食事には、米の精によるこだわり米を提供しており、美郷米のPRを積極的に行っている旨伺っております。

次に、店頭精米等の販売方法についてですが、県南の道の駅で精米機能を有しているのは1店舗のみで、その道の駅でも現在は使用頻度は極めて少なく休止状態とのことです。それは、コイン精米等の普及が進み自宅近くで精米できる関係から、店頭での今摺り米の需要が少ないためと思われます。そのため、会社としては現在のところ、コイン精米等の設置による今摺り販売は考えていないとのことです。また、新たに米穀等の取り扱いを希望される場合は会社側に相談して

いただければ検討する旨も伺っております。

いずれ、議員ご指摘のとおり、町の代表農産物である米、美郷米については、今後も道の駅の みならず、米を販売している会社等に積極的にPRをお願いするとともに、町としても美郷米の PRに努め、農家所得の向上並びに美郷町のイメージアップに努めてまいりたいと考えておりま す。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで、15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩します。

(午前10時50分)

(午前11時00分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇深 澤 均 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇 願います。

(13番 深澤 均君 登壇)

〇13番(深澤 均君) それでは、通告に従って質問をいたします。

まず初めにでありますが、美郷町の園芸作物の現状と今後の取り組みについてお聞きいたします。

美郷町の園芸作物は、ご存じのように、昭和40年代後半から始まった米の生産調整、いわゆる減反政策によって生ずる所得の減少を食いとめることを目的に、また経営の安定を目的に取り組まれたものでありました。それまで米づくり一本に励んできた当地域でも地元農協主導でいろいろな園芸作物が栽培され、行政も園芸振興を目的に補助事業の導入や支援を行ってきたところであります。

取り組み当初からはや30数年、あるいは40年近くがたち、美郷町管内の各農協は秋田ふるさと、秋田おばこの2広域JAに、旧3町村は美郷町にその振興が引き継がれている現状であります。

以前でありますが、雑談の中で美郷の園芸作物で米に次ぐ園芸作物は何だべなという会話がありました。シイタケでねべか、いや、トマトでないか、アスパラもあるぞ、いや、キュウリ、花、枝豆など数多くの品目が挙げられましたが、どれも納得のいくものではありませんでした。 その後、2、3の園芸農家に聞いても返事は同様でばらばらな回答でありました。

そこで、1として、町全体として、米に次ぐ園芸作物は何か。その他、主な園芸作物の現状と その推移、そして今後の園芸振興策について伺います。

次に、さきに述べたように、美郷町の園芸は2広域JAによって取り組まれていますが、同じ町に住みながら同じ作物、園芸に取り組みながらも生産者同士の交流や情報交換の機会がなく非常に残念な状況にあります。

そこで、2として、今後の町の園芸振興の観点から、園芸農家同士、その枠にとらわれない交 流機会が今後生産者、町にとって有益と考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町の園芸作物の現状と今後の取り組みについてですが、現在、町では園芸作物の産地化を目指す作物をブランド10品目と位置づけ、生産拡大に重点を置きながら、米と組み合わせた複合経営の確立を推進していることは議員もご承知のとおりです。

その10品目の23年度作付面積の上位は、枝豆が40.5~クタール、アスパラガスが16.1~クタール、トマトが12.4~クタール、ネギが12.1~クタール、キュウリが10.1~クタールの順となっており、また、販売額ではシイタケが1億3,970万円、トマトが1億3,540万円、花卉が7,850万円、アスパラガスが5,460万円、キュウリが5,390万円の順となっており、作付面積上は米に次ぐ面積は枝豆が次に継いでおります。また、販売額ではシイタケであるということであります。

ブランド10品目の作付面積については、平成19年度と23年度の比較では、面積で16.6~クタール、率にして15.3%の拡大となっており、販売額では9,570万円、率にして21.4%の伸びとなっており、農家意志に基づく目指す営農形態に従い園芸作物は着実に定着拡大の傾向で推移しているものと認識しております。

こうした推移の中、今後の園芸作物の振興策については、行政としては引き続き生産環境の整備に向けたハードの支援事業、例えば県単事業である「秋田を元気に農業夢プラン実現事業」や、「枝豆日本一総合推進委事業」、町単独事業である「モミガラ補助暗渠整備支援事業」などで支援

策を講ずるとともに、農業経営の収支構造の改善に向けたソフトの支援事業、例えば町単事業の「美郷ブランド品目応援事業」や「美郷ブランドゆうき応援事業」などで支援策を講じてまいりたいと考えております。

園芸作物の振興には、申すまでもなく行政機関以上に農業団体、あるいは農業者自身が意欲を持って力を入れることが必要絶対条件となりますし、また農家が取り組みやすい選択できる範囲の中での品目に意欲を持って取り組むことが相まって、行政としては今後も農業団体並びに農業者と連携を図りながら園芸作物の一層の定着拡大に努めてまいりたいと存じます。

次に、生産者間の交流機会の創出についてですが、秋田おばこ農業協同組合では旧町村ごとに JA園芸振興連絡協議会が組織されており、協議会間の交流が行われていると伺っております。 しかしながら、秋田おばこ農協と秋田ふるさと農協の生産者間の情報共有や交流を図る機会はないとのことですので、生産者間の交流の有益性を、議員ご指摘のとおり有益性があると認識した上で、広域2農協に対して組織を越えた交流の場を創出していただくよう提案してまいりたいと存じます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり)

深澤 均君の再質問を許可します。

○13番(深澤 均君) 今るる現状についての説明がありましたけれども、町の初めてその全体像を聞いたような気がいたします。町としても、今後、地産外消を進めていく、そういう観点からも町全体としての農産物の現状というものを広く町民に認識されるように努めるべきではないのかなというふうに思っております。

それから、町長の答弁の中では、園芸作物が安定定着しているというような認識でありましたけれども、私は、そういう見方もあろうかと思いますけれども、私の栽培している作物では大分高齢化に伴ってリタイアする方が随分とふえているなという感覚でおります。始まってから30数年たっておりますので、それもいたし方ないというような感じでおりますけれども、そういう観点から今後、やはり品目によってはロット数の減少というような形で、どうしても市場販売するにはある程度のロット数を確保するために他地域との連携を模索していかなければならないというような、そういう事態がもう近々やってくるのではないかなというふうな危機感を持っているところでもあります。先ほど答弁の中では、ふるさと、それからおばこの生産者間の交流は農協にお願いするというような答弁でありましたけれども、町でせっかく美郷町の中で全県一の秋田ふるさと、園芸販売では全県一を誇っているわけですけれども、そういうふるさとと、それから

日本一の米販売を誇る秋田おばこが美郷町のところで接しているわけでありますので、それを今後有意義に取り組みを、接点から面に広げるような、そういう取り組みが町としてできないものかなというふうにも思っております。そいういうことが今まで、地域的に見ますと、金沢地域の方々と全然接点がないのが逆に、私は、千畑地域から見れば何か不自然なのかなというふうな感じがしておりますけれども、再度その点についてお伺いをいたしたいと思います。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- ○町長(松田知己君) ただいまの再質問についてお答えいたします。

2 J A の生産者間の交流の目的を何に置くのかというところをはっきりさせないと、町が主催するべきか、生産者団体が主催するべきかが決まらないだろうと思います。町が主催する目的は、今現在の生産品目に取り組む農家数がふえる、あるいは生産品目の品質が上がるといった美郷町に限った観点であれば町が主催する意義もおありでしょうが、先ほど議員のご質問の内容については、一定のロットを集める、あるいは技術的な交流を図るということであるならば、それは生産者団体が担うべきではないかというふうに考えております。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり) それでは、次の質問に移っていただきます。

○13番(深澤 均君) それでは、次の質問に移ります。

男女共同参画推進への町の取り組みについてであります。町では男女共同参画社会実現のため、平成17年から平成26年までの10年間を期間として、「美郷町男女共同参画みさと計画」を策定し、かつ、「美郷町総合計画」にも位置づけしております。美郷計画は、男女の意識や生活実態調査、住民代表による懇談会などを行うなど住民の意見を反映したものですが、その推進に当たっては町行政は率先垂範の立場にあると思いますが、その町としての取り組みの進捗状況を伺います。

1として、計画の中では、町行政施策への女性の意見反映の機会拡大として各種委員会の比率 の公表や、参加の促進とあるが、どのような現状にあるのか。また、その最前線とも言うべき町 職員の女性管理職の比率は現在どのくらいになっているのか。

2として、今後、地域社会の少子高齢化の進行を考えるとき、自治会や行政関連組織などへの 女性の参画は非常に大事で必要と考えます。「みさと計画」も残すところ3年となりましたが、これまでの推進の評価と課題について町長の見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

男女共同参画推進への町の取り組みについてですが、町では、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、男女の別なくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画の意識づくり、機会づくり、環境づくりを3つの基本目標に据え、住民と事業者、学校、行政がそれぞれの立場での取り組みを体系化した「みさと計画」を策定し、推進を図っているところです。

まず、1点目の各種委員会に占める女性の比率の公表や女性参加の促進についてですが、教育委員会等の行政委員会においては、委員総数35人中、女性委員が3人、割合は8.6%となっております。また、廃棄物減量等推進審議会等の附属機関においては、委員総数215人中女性委員が38人、割合は17.7%となっており、計画策定時の平成17年度と比較した場合、どちらの割合も伸びているところです。

こうした委員の選出に当たっては、役職で選出する事例が多く、役職につかれている方が現状では男性が多いため、結果的に男性の割合が高くなっており、この傾向は全国的なものと理解しております。

なお、これら各種委員会に占める女性の比率については、県が取りまとめの上、全県分として ホームページ上で公表されております。ただし、個々の数値は公表されておりません。

また、女性参加の促進については、従前からのホームページやご意見ハガキ等での施策等への 意見聴取に加え、昨年からは若い世代との意見交換会を開催し、女性が多く出席している会で政 策等への意見反映の機会を創出しているところです。

町職員の管理職についてですが、現在のところ管理職総数17名中、女性管理職が1名で、割合は5.9%となっています。

2点目の、みさと計画の推進をどう評価し、課題は何かという点についてですが、男女共同参画社会の形成は、道路や施設の整備などのように成果が目に見える事業ではなく、個人一人一人がどう生きるか、どう生きたいかという理念的なものです。したがって、その評価は難しいものですが、平成23年度において実施した9つの事業にかかわった人数は、平成22年度と比べ着実に増加しており、みさと計画の推進は一定の成果を上げているものと評価しております。しかしながら、年代ごとでは、若い男性や父親世代の事業参加が少なく、こういった年代の意識づくりが課題と認識しているほか、機会づくりの面では仕事と育児、介護の両立のための制度の一層の定

着、環境づくりの面ではリプロダクティブ・ヘルス、ライツの思想の一層の浸透が課題だろうと 認識しているところです。このため、今後も学校や地域、事業者との連携強化を意識するととも に、県や南部男女共同参画センター、近隣市との連携を図りながら引き続き男女共同参画を推進 してまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり) 深澤 均君の再質問を許可します。
- ○13番(深澤 均君) 今回の質問、誤解のないように述べておきたいと思いますけれども、女性管理職の質問の趣旨は、女性を優遇しろという意味の質問ではございません。むしろ、その公務員という身分に甘んずることなく前に進んでもらいたいんだという、そういう願いからでありますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

それで、これは通告書には明記してはございませんでしたけれども、男性だけの行政組織の1つとして、美郷町消防団があるわけですけれども、全国の消防団では女性の参画を積極的に進めている自治体が多くあります。男性隊員が災害時の活動期待がされているのに対して、女性団員は火災予防、応急手当、啓発活動など、高齢者世帯が増加している中で非常に女性の視点を生かし、そしてまた、ソフトな対応というのが大変好評なようでありますけれども、なかなかそうは言ってはみたもののなり手がいない。団員の確保に大変苦労しているというのが実態のようでもあります。通告書に明記してございませんので、返答できる範囲内でよろしいですけれども、美郷町としてその点についてご見解があればお伺いしたいなというふうに思いますけれども。

- 〇議長(髙橋 猛君) 質問は通告どおりにしてもらいたいというふうに思います。
- **〇13番(深澤 均君)** それでは、そういうことで失礼しましたけれども、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子君

○議長(髙橋 猛君) 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、 登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、幾つかの点について町長

の見解をお伺いいたします。

孤立死、孤独死が大きな社会問題になっています。また、年間3万人を超える自殺、子ども虐待、消えた高齢者問題など、今日の社会問題の多くに貧困と社会的孤立との関係が指摘されるようになっています。人間らしい暮らしが豊かな社会関係を土台として成り立っていると考えると、孤立している状態そのものが大きな問題です。また、何らかの生活困難に陥ったときに、支援と結びつかないまま生活が悪化していくことになります。

ことし1月札幌市で40代の姉妹が孤立死、2月にはさいたま市で一家3人の遺体が見つかった事件はまさに貧困死と言っていいものであり、新聞各紙もこの問題を取り上げ、2月23日付の読売の編集手帳では、「飢えずにすむ世の中にするべく、日本人はみんなして戦後の坂を上ってきたはずである。どこで間違ってしまったのだろう。顔も名前も存じ上げない方々だが、餓死に追いやってしまったことに社会の一員として恥じ入る」と述べています。

また、2月24日付の朝日天声人語では、「こうした悲劇には公共料金の滞納、たまる郵便物などの前兆がある。微弱なSOSがプライバシーの壁を乗り越えて行政に届く策をめぐらせばかなりの孤立死は救えよう」と、生活困窮世帯からのSOSを行政がしっかりととらえる必要性を述べています。悲劇を生み出さない、繰り返させないためには行政と地域がSOSをどう受けとめるかがとりわけ重要になっていると思います。「自助・共助・公助」ということが言われて久しいわけですが、個人の自助と地域の助け合いが供用され、公的責任を解除することのないよう、権利としての社会保障、社会福祉のあり方が問われなければならないと考えるものです。

そこで質問いたします。

社会的孤立を生まない地域づくりを進めるため、当町の現状と対策についてお伺いいたします。支援を要する人みずからがかかわりを拒否するなど、見えにくいという課題もあると思いますが、制度の枠からはみ出る気になる世帯の把握が重要だと思います。実態調査と対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

生活困窮による町税、国保税、上下水道料金などの滞納者について情報の共有、一元化により 滞納者の生活全体像を把握し、単なる滞納の回収で済ませることなく、生活再建への支援を基本 とした働きかけを行うことが重要だと思いますがいかがでしょうか。

町が住民を守るセーフティネットとして十分機能するために各担当課との連携を強化していく こと。ライフラインについては供給停止を行わないことを基本にすべきではないでしょうか。

障がい者手帳、療育手帳、要介護認定を受けながら、福祉・介護サービスを受けていない人に

ついて、訪問、電話などで生活実態調査を行うこと。困難を抱えている人について、必要なサービス提供を受けられるよう支援すること。家庭、親戚、近所などの支援者がいるかどうか確認し、日常的な孤立状態の解消をはかること。

以上について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、社会的孤立を生まない地域づくりの現状と対策についてですが、現在町では、高齢者や要援護者が安心して暮らしていただけるよう町が支援している社会福祉協議会や民生児童委員協議会、身体障がい者協会やくるみの会、老人クラブやシルバー人材センターなどの関係団体、さらには行政区単位のみさと地域見守りチームなどと連携を図りながら地域全体で支える体制を構築しております。まずはその現状にご理解をいただきたいと思います。

その上で、さまざまな困り事に対する相談窓口としては、高齢者には福祉保健課内に設置している地域包括支援センターのほか、町内3カ所の在宅介護支援センターなどに各種相談窓口を設置しております。また、障がいのある方には町内の2カ所及び横手市の1カ所の事業所に委託し、相談支援事業所を開設、対応しているところです。

また、住民が直接利用可能な事業として高齢者の閉じこもり防止や安否確認などを目的に、ふれあい安心電話事業や配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業及びお元気ハガキ事業を実施しているとともに、障がいのある方の社会参加という観点からは、移動支援事業や自動車免許取得費助成事業などを実施し、必要なサービスを受けられる支援体制を構築しているところです。

さらに、民生児童委員の協力を得て、主治医や薬の情報、緊急連絡先などを示した「みさと安心パック」の設置を推進しているほか、冒頭申しましたみさと地域見守りチームの結成を各行政 区に呼びかけ、地域のつながりの強化などに努めているところです。

こうした各般にわたる取り組みを踏まえ、このような対策を関係機関と、そして関係団体、さらには地域との連携をもとに引き続き展開し、今後も社会的孤立を生まない地域づくりを目指し取り組みを推進してまいりたいと存じます。

次に、実態調査と対応についてですが、行政サービスの利用の有無にかかわらず、民生児童委員や地域の情報をもとに、気になる高齢者を対象に行う高齢者実態把握事業を社会福祉協議会に

委託し既に実施しております。平成23年度は186人について調査を行った上で、今後の支援内容について検討し、生きがいデイサービスの利用など必要なサービスの提供をしております。平成24年度は約300人を対象として調査を実施する予定です。今後も継続実施することとしておりますので、こうした調査を通じ家庭状況等を把握しながら対応してまいります。

なお、社会福祉協議会でも要援護者の実態調査を実施していることから、適宜必要な情報交換 を行っているところです。

一方、こうした調査を通じ、本人の意思と周囲の認識に違いがある方が見つかります。具体的には、本人はサービス利用はまだ不要との認識であっても、周囲はサービスするよう考慮したほうがよいという認識に立っている場合ですが、こうした事例には町の地域包括支援センターの職員を年複数回訪問させ、直接状態や意志の確認を行うなどしてフォローをしているところです。

次に、生活再建への働きかけについてですが、滞納の徴収に当たっては、税務課滞納対策班と 担当課が連携を図り、世帯情報等を共有した上で納付相談や臨戸訪問で生活状況を詳しく聞き取 りし、その上で納付能力の有無等を判断して対応しております。具体的には、聞き取り等の結 果、生活再建への取り組みが必要である場合は、多重債務を抱えて生活が窮迫している方には住 民生活課や、県の消費生活相談センターを紹介しております。

また、生活が困窮して生活上の悩みをかかえている方には、福祉保健課や社会福祉協議会の相談窓口を、そして子どもの給食費の支払い等が困難な方には教育委員会の相談窓口を紹介しているところです。

また、滞納者の生活安定に配慮し、納付を分割できる分割納付制度を説明するとともに、生活 困窮や罹災者に対する減免制度の周知や、生活の困窮状況が生活保護基準以下の場合は法律に基 づき徴収を保留し、生活を窮迫させないよう執行停止手続を行っているところです。

このように、徴収に当たっては、単に滞納解消のみの視点ではなく、滞納者の生活安定を考慮 しながら細やかな徴収、収納に努め、生活再建への支援を認識しながら対応しているところです のでご理解をいただきたいと存じます。

なお、納付能力がある滞納事案に対しては、納税者の公平性確保の観点から、町として当然行 うべき保全措置を行っているところですので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、ライフライン関係についてのご質問ですが、まずもって、滞納に係る関係各課の連携については、先ほどお答えしたように、既に連携を図りながら対応してきており、今後もこれまで以上に連携に留意しながら対応してまいりますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、水道の給水停止については、使用料金について支払能力があると認められるものの、納入しないなど悪質な方。納入方法の具体的な話し合いに応じないなど納入に誠意が見られない方などを対象に給水停止することができると定めております。具体的には滞納を確認した後、まずは督促状を送付します。その後においても具体対応が認められない場合は再度督促状を交付し、それでも納入されない場合は訪問や電話等でさらに督促いたしております。それでもなお対応がない場合や連絡がとれない場合にはやむを得ず給水停止を予告しております。昨年度においては、給水停止予告段階で滞納者から何らかの対応があり、実際の給水停止措置には至っておりません。今後もこうした対応を基本にしてまいりたいと存じます。

なお、その際には医療や福祉などさまざまな支援を必要とする方については、関係課と連携を 図りながら状況把握に努め、給水停止措置の実施について慎重に検討、対応しております。いず れ、ライフラインについては使用料収入を基本に運営されており、使用料金を公平に負担してい ただくことが必要な事業ですので、さまざまな事情を参酌して判断してまいりますが、基本的に 従前と同様の取り組み方で今後とも滞納解消に努めてまいります。

次に、手帳交付や認定を受けながらサービスを受けていない人の生活実態調査についてですが、サービスを必要とする高齢者の相談窓口としては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、各施設など、町内に複数個所設置し、支援を求める方に広く門戸を開いております。

また、要介護認定を受けながら介護サービスの提供を受けていないと思われる方は、本町においては要介護認定者のうち、約15%程度と見受けられます。この方々のおおよそ半数は要支援1、2の方であることから、必ずしも介護サービスを必要としていない方も含まれているものと考えられます。

また、身体障害者手帳や療育手帳などを交付された方には、手帳交付時に利用可能なサービス や制度について一人一人に説明をしておりますが、利用可能なサービスの種類や公共料金、公共 交通機関など料金の割引などが等級により多岐にわたっていることから、すべてのサービス利用 状況の把握はできません。しかし、手帳を所持している方のうち、これらサービスを全く利用し ていない方は少ないものと考えております。

こうした状況を踏まえ、改めてこれらに係る調査を行うことは現在のところ考えておりません。

また、各種困難を抱えていらっしゃる方々には、先ほど申しましたとおり、相談窓口を町内に

複数個所設置しておりますので、どうかご相談いただきたいと存じますし、さきに説明いたしま した高齢者実態把握事業による調査で引き続き状況把握に努め、日常的な孤立を防止してまいり たいと存じます。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり)
 - 泉 美和子君の再質問を許可します。
- ○9番(泉 美和子君) いろいろきめ細やかな対応をなさっているというご答弁でありましたし、理解するものでありますけれども、現在の問題は、高齢者に限らない、いろんな年代の層で大変な状況が生まれているということが社会的な問題になっております。現にさいたま市の亡くなった例は老夫婦のほかに30代の息子さんがいたということもありまして、見守りの対象の中から外れているという、そういうことがあります。現に町内でも、例えば高齢な片親と60代くらいの息子さんというところで地域の見守りといいますか、行政の気になるというところから外れて介護を非常に要する状態になっていたけれども、余りしばらくの間そのままになっていたという例もありますし、また、原因はわかりませんけれども、一人亡くなっていたという、そういう例も幾つかあるやに聞いております。そういう中で今回、このようなきめ細かな対応をしていきながら、十分貧困死だとかということのないようにしていくためのさらなる対策というものでお伺いしたところであります。

それで、例えば下水道料金の滞納の督促などに何か困っていることはありませんかと、ご相談くださいと、そういうような督促状の出し方をして把握しているという自治体の例なども聞いております。また、ライフラインについては事業者と、下水道・上水道は行政ですけれども、例えば電気とか、そういうものでも業者と連携を取りながら協定を結んで、都会の方ですけれども、そういうことを実施して、見守りの中にそういうライフライン業者との連携を行っているというところもあります。昨今のこういう社会情勢の中では、そのことがとりわけ、厚労省などもそういうことを、取り組みをするための通達を出したりしているということも聞いておりますので、そういうことも今後検討してくべきではないかと思うんですが、そういう点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 町長 自席でお願います。
- ○町長(松田知己君) 泉議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのお話につきましては、ご提案として受けとめさせてもらいながら、町としては これまででき得る最大限のことをやっているということについてもご理解いただきたいと思 います。その上で、行政がすべて担うことには限界がありますので、冒頭の答弁で申しましたとおり、社会全体で、地域全体でそうした役割を担っていくことが自治体あるいは地域に課せられた責務でもあるというふうにご理解いただきまして、先ほど議員がお話しになった具体の事例等がございましたら、いち早く私どもにつなげていただければ迅速な対応ができますので、一人一人の情報を双方ともに共有するという体制を、これまでもやってきたつもりですが、今後もそうした体制で臨みたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 再々質問ありますか。(「以上」の声あり)

それでは、次の質問に移っていただきます。

○9番(泉 美和子君) 国保税の引き下げについて質問いたします。

長引く不況のもと、雇用不安の広がりや年金引き下げなど、国保加入者の暮らしはますます厳 しくなっているのが現状です。住民の方々からも、「何と言っても国保税は高くて支払いが大変 だ。ぜひ安くしてほしい」、こういう声は依然として根強いものがあります。

国保財政を危機に陥れ、保険料高騰と滞納増の悪循環を引き起こした元凶は国庫負担の削減です。低所得者が多く加入し、保険料に事業負担もない国保には適切な国庫負担が不可欠。これは、かつて政府自身も認めていた国保財政の原則です。しかし、国が今住民の願いとは逆方向のときに、町が住民の立場で値下げや抑制の努力を続けるのかが問われていると思います。

今定例会では、税の据え置きということでありましたけれども、住民の皆さんの立場に立って、繰越金や一般会計からの繰り入れなどあらゆる財源を活用して国保税の引き下げを求めるものです。見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについてですが、国民健康保険については、国民健康保険法第10条の規定に基づき特別会計を設け、収入、支出に係る経理を行っております。具体的には、受益と公平の原則により特定歳入である保険税や補助金等をもって保険給付などの特定歳出に充てる仕組みとなっていることは議員もご存じのとおりです。

歳入における一般会計からの繰り入れについては、国民健康保険法第72条の3の規定により、保険税軽減分など認められている内容についてルールにのっとり行っているところです。

さて、本町における国民健康保険の状況についてですが、被保険者数及び被保険世帯数は減少傾向が続いている一方、医療費については、一般及び退職等も増加傾向にあり、平成23年度における医療費の給付実績は前年度に比して約1.6%の増となっております。こうした傾向は今後も継続するものと予測しているところです。

一方で、平成24年度において、被保険者の基準総所得の見込みは農業所得に好転の兆しが 見られ、平成21年度並以上に増加する見込みとなっています。そのほか、平成23年度からの 繰越見込み額が約2億5,000万円で、国庫負担金等の実績に伴う返還予定額4,000万円を控除 して、実質約2億1,000万円の歳入増を見込める状態にあります。このような状況を踏まえ、 今定例会に提案しております補正予算案では、医療費の動向、被保険者数の推移、税収見込 みや前年度からの繰越金等を勘案し、国民健康保険税の税率据え置きで計上しているところ です。

国民健康保険特別会計の原則や、保険税の水準をかんがみれば、税率を据え置くとした今定例会での補正内容は適切な判断と認識しておりまして、被保険者が減少し、かつ医療費が上昇している中、税率を引き下げる財源を法定外繰入に求めることは国保制度の原則にそぐわないものと考えております。

なお、近隣市町村においても法定外の繰り入れにより税率の引き下げを予定している自治 体はないと伺っております。

町では、国民健康保険財政を取り巻く厳しい環境の中で町民の負担が大きくならないよう、国民健康保険の健全運営にさらに意を払ってまいりたいと考えておりますので、議員にはどうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問。(「はい」の声あり)

泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番(泉 美和子君) 税率据え置きで、所得がふえれば負担もふえるわけで、町には税収が入るわけですけれども、加入者にとっては所得が上がったとはいえ、なかなか農業所得でかなりの余裕の緩和、個人的にはなかなか得られないのではないかという状況だと思います。そういう中での負担据え置きでありますけれども、税の負担が大きくなるもので、これは町長がおっしゃったように、国保の仕組みというところからすると何も言えなくなるところですけれども、でも、国のいろんな制度の改悪にもめげずといいましょうか、各自治体ではいろいろ努力をして、近隣には法定外繰入で引き下げるところは今回ないようですけれども、以前、大仙市などではそうい

うこともやっておりますし、決してできないことではない。やはり市長の判断いかんだと思います。

今回、国保会計の補正予算を見ますと、繰越金がかなり大きく出ております。昨年の医療費の関係だとは思いますが、今後の動向とももちろん関係するわけですけれども、見積もりのぐあいがどうだったのかなとちょっと思いましたけれども、ぜひ、税率を据え置いたとはいえ、なかなか負担、重税感のある国保税ですのであらゆる、繰り返しになりますけれども、いろいろな財源の確保をしながら負担軽減に努めていただきたかったなという思いであります。そしてまた、ことしのが決まったばかりですけれども、今後に向けてもぜひそういう立場で検討していただきたいと思います。多分、町長の答弁は繰り返し同じだと思いますけれども、もう一度お願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 自席でお願います。
- **〇町長(松田知己君)** 泉議員の再質問にお答えいたします。

医療費の推移については、その時々の疾病の流行等によっても随分と較差がございますので、一定の推計をもとに予算化せざるを得ないことについては議員もご理解のことと存じます。たまたま23年度においては、そうした環境のもとで見込み額よりも繰越額が上回ったということです。今後、そうした状況が続くかどうかは、これまた冒頭申しましたとおり、疾病の状況等によって大きく変わってまいりますので何とも申し上げられませんが、いずれにしても、国民健康保険制度については国一律の制度として展開され、またその制度がルールをもって運営されているという現実をかんがみますと、ルールを遵守するというのが望ましいことは言うまでもありません。現状において、そのルールを遵守しながら展開している状況でありますので、議員ご指摘の重税感、あるいは納税者に対して重いという認識は否定はいたしませんが、私どもとしてはそういったルールを遵守しながら、より加入者に対しでき得ることを最大限配慮しながらやるという姿勢で今後とも頑張ってまいりたいと存じます。(「以上」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(髙橋 猛君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

7日午前10時、本会議を再開します。 ご苦労さまでした。

(午前11時50分)